

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 10 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 4 条第 4 項、第 8 条第 3 項 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則第 1 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <p>法第 4 条第 1 項の規定による申請が同条第 4 項（法第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合には、その申請を却下しなければならない。</p> <p>(1) 当該申請の内容が、当該電線共同溝整備道路の構造等に照らし採用することのできる電線共同溝の規模及び構造上相当でない認められるものであること。</p> <p>(2) 当該申請が、当該電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用予定者であった者以外による電線共同溝の占用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 11 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 11 条第 2 項 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>法第 10 条第 1 項に規定する占用予定者による電線共同溝の占用が次の各号のいずれかに該当することとなると認める場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>(1) この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占有している者の権利を侵害すること。</p> <p>(2) 当該電線共同溝の規模及び構造上相当でないこと。</p> <p>(3) 当該電線共同溝の管理に支障を及ぼすこと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	電線共同溝の占用に係る変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 12 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>法第 12 条第 2 項の規定により、第 11 条第 1 項に規定する占用予定者による電線共同溝の占用が次の各号のいずれかに該当することとなると認める場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>(1) この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占有している者の権利を侵害すること。</p> <p>(2) 当該電線共同溝の規模及び構造上相当でないこと。</p> <p>(3) 当該電線共同溝の管理に支障を及ぼすこと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	電線共同溝の占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 15 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 15 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 電線共同溝の占用許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡に係る承認の取扱いについて（平成 9 年 3 月 1 4 日建設省道政発第 3 7 号）による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 0 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日